

第3回 生活保護制度に関する国と地方の実務者協議
平成29年4月14日



大阪府広報担当
副知事 もずやん

大阪府提出資料

大阪府内における「子どもの学習支援事業」の実施状況一覧

平成28年度に大阪府内で「子どもの学習支援事業」を実施している自治体は**合計22箇所**。
 (内訳：大阪府、指定都市2、中核市4、その他の市町15)

区分	自治体名	実施形態	内容					概要
			学習支援	養育支援	居場所づくり	高校中退防止	家庭訪問	
府	大阪府	直営+委託	○	○		○	○	学習支援は府社協へ委託。養育支援は直営で支援員1名を配置。
指定	大阪市	直営+委託	○	○	○	○		全市で養育支援を実施、行政区7区で独自事業を実施。
	堺市	委託	○		○	○	○	高校生の中退防止等の支援を実施（小中学生は教育委員会の事業で対応）。
中核	豊中市	直営	○					公共施設のスペースを開放し、自主学習をサポート。
	高槻市	委託	○					学習支援を民間企業へ委託。教育委員会と共同実施。
	東大阪市	委託	○					民間企業へ委託。また、地元大学と連携し学生サポーターを確保。対象は中学生。
	枚方市	直営	○		○			自学自習を行う教室を開設（居場所機能も含む）。教員OBを配置。
その他	岸和田市	委託	○	○	○	○	○	学習支援は民間企業へ、養育支援等は市社協へ委託。養育支援は高校生も対象。
	吹田市	直営+委託	○	○			○	学習支援は7月から委託により実施（H28から開始）。養育支援は直営で支援員3名を配置（H25～）
	泉大津市	直営+委託	○		○			教育委員会の学習支援事業と連携。居場所づくりはNPO法人への委託により実施。
	貝塚市	直営	○					教育委員会の学習支援事業と連携。
	寝屋川市	直営+委託	○	○				学習支援は8月から民間企業へ委託（H28から開始）。養育支援は直営で支援員3名を配置（H22～）。
	河内長野市	委託	○	○		○	○	NPO法人に委託。教員OBらが、放課後家庭訪問による学習支援・進路支援等を実施。
その他	松原市	委託	○	○	○	○	○	地元の社会福祉法人に委託。平成27年度は訪問型で実施。平成28年度からは集合型を導入。
	大東市	直営+委託	○	○			○	教育委員会の学習支援事業と連携。養育支援は直営で支援員等が家庭訪問。
	箕面市	委託	○			○		NPO法人に委託。中学卒業後継続支援が必要な高校生等に対し、学生サポーターを派遣。
	柏原市	直営+委託	○					教員OB（教育支援員）を直営で配置。また、学生サポーターの派遣等を地元大学に委託。
	門真市	直営		○		○	○	支援員3名を配置し、家庭訪問により支援。高校進学後も家庭訪問による支援を継続。
	摂津市	直営	○		○	○	○	地元大学と連携し学生ボランティアを確保。
	高石市	委託	○					6月より委託により実施。中学生の進学支援を実施。
	藤井寺市	直営	○					教員OBの他、学生ボランティアにより支援。
泉南市	直営	○					教員OBの他、学生ボランティアにより支援。	
合計			21	9	7	9	9	

※本表は、「平成28年度補助金協議」及び「市町村訪問」の結果を元に、大阪府社会援護課が独自に作成（平成28年8月31日時点の実施状況）。
 ※背景黄色の市町は、平成28年度から新規に学習支援事業を開始した自治体。また、背景緑色の市町は、平成28年度から事業内容を拡充した市町。

事例紹介

今回ご紹介するのは、大阪府南部の泉州地区に位置する「泉大津市」と「岸和田市」です。



泉大津市マスコットキャラクター「おづみん」

泉大津市の毛布産業
(出典：泉大津市ホームページ)



岸和田市の「だんじり祭り」
(出典：岸和田市ホームページ)



岸和田市マスコットキャラクター「ちきりくん」



岸和田市 「学習支援」と「居場所づくり」の共同実施の事例

大阪府岸和田市 ～祭都きしわだ～



人口	199,214人 (H28.1.1)
面積	72.62km ²
保護率	32.08% (H28.12)
特徴	「だんじり祭り」が有名

学習支援事業の基礎情報

①実施場所 (2か所)

- ・岸和田市立福祉総合センター (南海本線岸和田駅前)
- ・岸和田市立新条地区公民館

②実施内容 (委託)

- ・学習支援、養育支援、居場所づくり、高校中退防止の取組、家庭訪問

③対象者

- ・生活保護受給世帯の子ども
- ・自立相談支援事業利用世帯の子ども
- ・児童扶養手当満額受給世帯の子ども

④広報

- ・世帯ごとに個別に呼びかけ

■岸和田市福祉総合センター
(出典：岸和田市社会福祉協議会ホームページ)



特色① 得意分野ごとに別団体へ委託

- ・「学習支援」と「居場所づくり」を、得意分野の異なる団体等へ別個に委託。
(学習支援→家庭教師のトライ・居場所づくり→岸和田市社会福祉協議会)

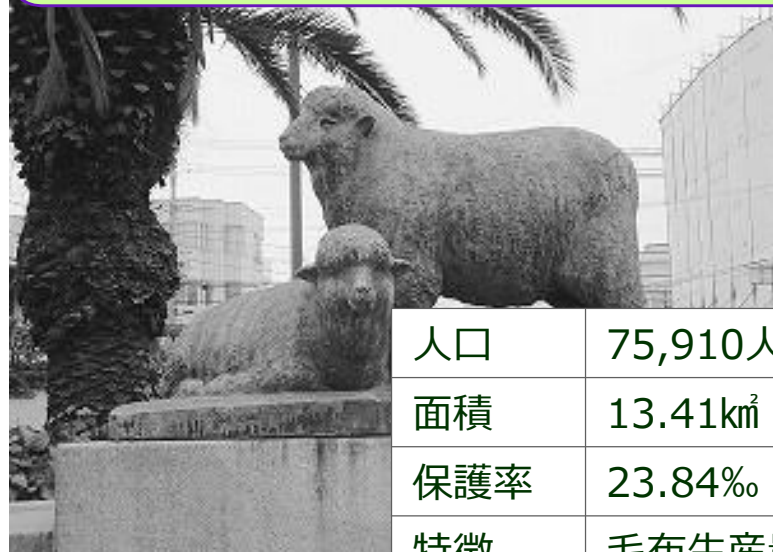
特色② 様々な世代が集う福祉総合センターの活用

- ・市社協は福祉総合センターの指定管理者でもあり、居場所づくりにおいても必ず職員の目が届く体制を構築。「居場所づくりコーディネーター」を1名以上配置するほか、「居場所づくりスタッフ」を必要人数確保することとしている。
- ・同センターは高齢者や子育て世代の母親など様々な世代が利用。
- ・居場所づくりでは、敷地内の畑で農業体験を実施。収穫した作物の調理も行う。

- ・居場所づくりは毎週月・木の週2回開催。
- ・「岸和田市立福祉総合センター」及び「岸和田市立新条地区公民館」の2か所で開催。

泉大津市 「教育委員会との連携」の事例

大阪府泉大津市 ～毛布王国～



人口	75,910人 (H28.1.1)
面積	13.41km ²
保護率	23.84% (H28.12)
特徴	毛布生産量全国シェア90%

特色① 教育委員会との協力

- ・「学習支援」を教育委員会と共同実施。
- ・学習内容の策定や講師の手配などは教育委員会が担当。

特色② 居場所づくりの取り組み

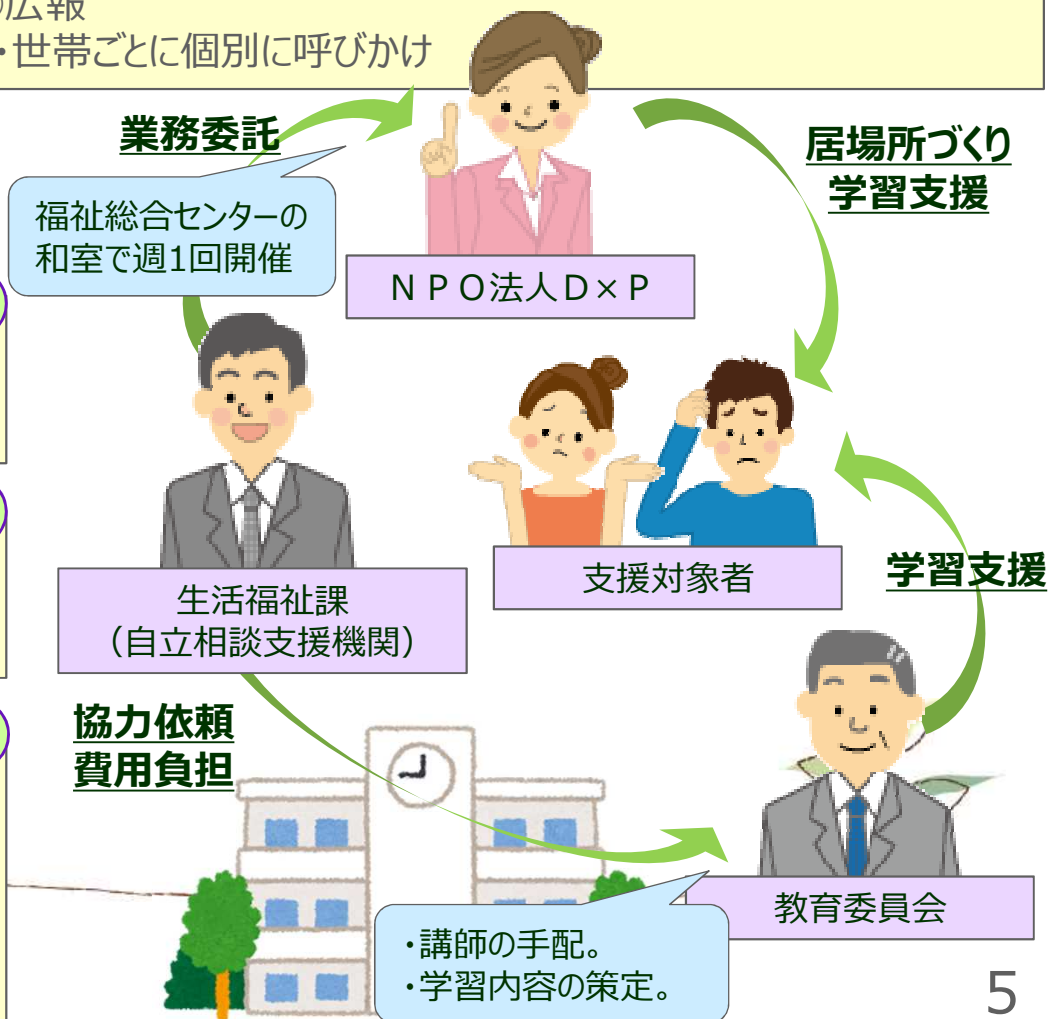
- ・主に、教育委員会の学習支援に参加できない状態にない子どもを受け入れ、居場所を提供するとともに、宿題や自習の補助も行う。

特色③ フードバンク・子ども食堂の立ち上げ

- ・平成28年度から月1回の頻度で「こどもおづみん食堂」を立ち上げ。
- ・居場所づくりと同じく福祉総合センター内で開催。食費は無料。
- ・また、平成28年7月にはダイエー泉大津店といずみ市民生協の協力を得て「生き生き食糧支援（泉大津版フードバンク）」を独自に立ち上げ。

学習支援事業の基礎情報

- ①実施場所
 - ・市内中学校（3校）・泉大津市総合福祉センター内和室
- ②実施内容（直営+委託）
 - ・学習支援（直営）、居場所づくり（委託）
- ③対象者
 - ・生活保護受給世帯の子ども・生活困窮世帯の子ども
- ④広報
 - ・世帯ごとに個別に呼びかけ



ひとり親家庭等に対する大阪府支援事業一覧（1/2）

事業名		概要	府実施		市・町実施	
			国負担	府負担	国負担	市町負担
母子家庭等就業・自立支援事業		就業相談や就業情報提供など一貫した就業支援や生活支援サービスを提供するとともに、養育費の確保や面会交流の支援	1/2	1/2	-	-
母子家庭等就業・自立支援センター事業	就業支援事業	個々の就業相談に応じ、職業能力の適性や就業意欲の形成に関し助言を行うとともに、求人等の情報を提供。また、求人開拓など就業促進を実施				
	就業支援講習会等事業	就業に結びつく可能性の高い技能・資格を習得するための就業支援講習会等を実施				
	就業情報提供事業	母子家庭等の希望に応じた求人情報をインターネットを活用して適宜提供				
	養育費等支援事業	養育費の取得率向上を図るため、専門相談員を配置し、相談や家庭裁判所等への同行支援。また、弁護士による離婚前も含めた養育費等に関する法律相談を実施				
	面会交流支援事業	母子・父子自立支援員などの相談関係職員に対する資質向上のための研修等を実施				
	相談関係職員研修支援事業	母子・父子自立支援員などの相談関係職員に対する資質向上のための研修等を実施				
一般市等就業・自立支援事業		一般市等において、母子家庭等就業・自立支援センター事業と同様の事業を実施	-	-	1/2	1/2
母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業	自立支援教育訓練給付金事業	雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していない者を対象に、同法による教育訓練講座の受講費用の一部を支給	3/4	1/4	3/4	1/4
	高等職業訓練促進給付金等事業	就職に資する資格取得のために養成機関で修業する間、生活負担の軽減を図るため給付金を支給				

ひとり親家庭等に対する大阪府支援事業一覧 (2/2)

事業名		概要	府実施		市・町実施	
			国負担	府負担	国負担	市町負担
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 (27年度補正) ※事業は28年度から実施		資格取得に向けた支援を促進するため、養成機関への入学準備金等を貸付け	9/10	1/10	-	-
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業		高等学校卒業程度認定試験のための受講費用の一部を支給	3/4	1/4	3/4	1/4
母子・父子自立支援プログラム策定事業		それぞれの実情に応じた自立支援プログラムを策定し、母子家庭等就業・自立支援センターやハローワーク等と連携し、生活支援や就業支援等を実施	10/10	0/10	10/10	0/10
ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業		母子・父子自立支援員に加え、新たに就業支援専門員を配置することで、相談窓口を強化、ひとり親家庭に対して総合的・包括的な相談支援を実施	1/2	1/2	1/2	1/2
ひとり親家庭等日常生活支援事業		修学や疾病等の際、家庭生活支援員を派遣等し、生活援助・保育サービス等を実施	1/2	1/2	1/2	1/4 府1/4
ひとり親家庭等生活向上事業		親自身が生活の中で直面する課題の解決や子どもの生活・学習支援を実施	1/2	1/2	1/2	1/4 府1/4
ひとり親家庭等生活支援事業	相談支援事業	平日夜間や土日祝日において、生活全般の相談を電話で応じるとともに、関係機関の連絡先等を情報提供				
	家計管理・生活支援講習会等事業	家計管理、子どものしつけ・育児等に関する講習会の開催や個別相談を実施				
	学習支援事業	高等学校卒業程度認定試験の合格等のために親への学習支援を実施				
	情報交換事業	ひとり親家庭が互いの悩みを相談し合う場を設け、交流や情報交換を実施				
子どもの生活・学習支援事業		ひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を実施				7

平成28年度 大阪府内自治体における適正受診等の推進事業実施状況

	方法	人員配置 (職種等)	支援対象	実施内容
岸和田市	直接	医療専門員 1 名 (看護師)	重複頻回受診者・ 長期入院者	○CWと同行し訪問調査、主治医・医療機関との連絡調整、 本人への指導・助言など。
守口市	直接	健康管理支援員 1 名 (保健師)	医療扶助・介護扶助 受給者	○主治医等と連携して病状把握に努める、頻回受診者・重複 受診者に受診指導などを行う。
八尾市	直接	医療扶助相談・指導員 1 名 (社会福祉主事・介護 福祉士)	被保護者・医療 機関・薬局等	○後発医薬品の使用促進のための助言等を行う。 ○頻回受診・はしご受診・重複受診の解消及び防止。
寝屋川市	直接	医療扶助適正化調査員 1 名 (看護師)	被保護者	○医療扶助適正化調査員により医療要否意見書・電子レセプト 点検の強化を図る。
藤井寺市	直接	医療扶助適正化推進員 1 名 (社会福祉主事)	医療扶助対象者	○後発医薬品の利用促進。 ○頻回受診、重複受診の調査。
四條畷市	直接	生活保護医療扶助相談員 1 名 (医療事務・調剤事務 資格)	被保護者	○被保護者に対する後発医薬品の使用促進を図るための相談。 ○医療機関及び薬局等への制度の周知及び協力依頼。

大阪府内頻回受診適正化計画策定自治体の状況（主な課題と対応）

適正化への課題	課題に対する取組事項
受診回数の把握がタイムリーにできていない。	○受診回数を早期に把握し、被保護者や主治医に受診状況の見直しをしてもらうため、文書での報告を依頼。
ケースワーカーが家庭訪問等を通じ、指導を実施するが、被保護者の意識改善につなげていないケースがある。	○健康管理支援員と連携して指導を実施。 ○未改善が3か月以上続いているケースについては、ケースワーカーや健康管理支援員による訪問を実施。また、訪問を行わない月には電話による指導を実施。 ○未改善が3か月以上続いているケースについて、健康管理支援員が主治医訪問を実施。
支援により改善しても、時間が経過すると再び頻回受診になってしまうケースがある。	○定期的な確認を行うため、健康管理支援員と連携を行い、関わりを多く行うようにする。また、主治医との連携を密にする。 ○支援後の通院状況の把握について、毎月レセプトで確認を行い、改善がなければ再度支援にあたる。
精神疾患等、指導が難しい被保護者に対する指導の効果が上がっていない。	○医療機関と連携した指導を行う。 ○健康管理支援員が継続して指導を実施。 ○ケースワーカーの負担軽減のため医療扶助適正化推進員を配置。
主治医と嘱託意の間で意見が一致しないケースがある。	○ケースワーカーや健康管理支援員が主治医訪問を継続して実施し、主治医に理解を求める。
通常のケースワークに手間取られ、主治医訪問が遅れがちである。	○医療扶助適正化推進員を配置し、主治医訪問を円滑に行うようにする。



大阪府内における後発医薬品使用割合の状況

◇平成28年6月審査分（使用割合70%以上の上位6自治体）

※政令市除く

	総数	先発医薬品	後発医薬品	後発医薬品 使用割合	改善率 H28－H27
大阪府計	12,217,681	4,157,056	8,060,625	66.0%	7.6%
摂津市	234,473	56,728	177,745	75.8%	9.7%
島本町	23,207	6,072	17,135	73.8%	1.9%
茨木市	523,912	149,667	374,245	71.4%	7.1%
門真市	1,075,738	310,717	765,021	71.1%	5.2%
高槻市	823,319	240,559	582,760	70.8%	9.2%
寝屋川市	1,202,926	360,367	842,559	70.0%	7.9%

後発医薬品使用割合が高い大阪府内自治体の対応方針（1/2）

（平成28年度後発医薬品使用促進計画より）

	使用割合	服薬指導の実施	関係機関への説明	薬局による備蓄・その他
摂津市	75.8%	<ul style="list-style-type: none"> ○服薬指導が必要な被保護者を抽出。 ○ケースワーカーが家庭訪問の際に原則服用について説明。 ○全被保護世帯にパンフレットを送付。 ○使用していない世帯に対し説明を重点的に実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○医師会と薬剤師会に協力を求めるとともに、市内の医療機関に市の使用実績を説明し、理解と協力を求めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○同じ薬局で、同種類の後発医薬品を必要としている被保護者が複数存在しているなど、必要性が高い状況であれば、備蓄を依頼。
島本町	73.8%	<ul style="list-style-type: none"> ○全てのケースにリーフレットを送付。 ○患者都合で使用していないケースを抽出し、ケースワーカーが家庭訪問の際に説明し、事情を確認。 ○使用を拒否するケースについて、嘱託医に対応を相談。 ○新規ケースに対し保護開始時に必ず説明。 ○差額通知の実施を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ○医師会及び薬剤師会を通じ、指定医療機関や薬局に使用促進について説明。 ○指定医療機関や薬局に医療券を送付する際に、リーフレットを同封。 	<ul style="list-style-type: none"> ○薬局に先発医薬品調剤に利用者についての情報提供を依頼するとともに、在庫不足の場合の対応改善が可能かどうか検討。
茨木市	71.4%	<ul style="list-style-type: none"> ○年度当初に全てのケースにリーフレットを送付。 ○ケースワーカーが家庭訪問の際に、原則使用について説明。 ○使用に同意しないケースについては、健康管理支援員が再度説明。 ○新規のケースには必ず説明を行い、後発医薬品の同意を得る。 ○使用により医療費削減効果の高いケースへ指導を強化（健康管理支援員の指導）。 ○月1万円以上医療費削減効果のある者を対象に、差額通知を年2回実施。送付後、ケースワーカーが個別指導を行い、後発医薬品への変更の承諾を得た後、健康管理支援員が医療機関等に連絡し、確実に切り替わるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○医師会と薬剤師会を通じて、指定医療機関や薬局に周知し、薬局からの報告結果や市の使用促進の実績について説明を行い、協力を得る。 ○使用率の低い指定医療機関や薬局には個別に説明を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○何か月も連続して処方されている先発医薬品について、備蓄の問題で後発医薬品への変更が不可であることをレセプトで確認した場合は、薬局に連絡し、仕入れの依頼を行っている。

後発医薬品使用割合が高い大阪府内自治体の対応方針（2/2） （平成28年度後発医薬品使用促進計画より）



	使用割合	服薬指導の実施	関係機関への説明	薬局による備蓄・その他
門真市	71.1%	<ul style="list-style-type: none"> ○服薬指導が必要な者についてリストを作成。 ○保護申請時に制度説明の中で利用促進についても説明。 ○ケースワーカーが家庭訪問の際に利用促進について説明。 	<ul style="list-style-type: none"> ○医師会及び薬剤師会への説明を実施。 ○年に1回調剤券送付時にリーフレット及び情報提供用紙送付。（管外含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ○レセプト点検委託業者に対し、先発医薬品の調剤状況表のデータ化・集計・リスト作成業務の追加。
高槻市	70.8%	<ul style="list-style-type: none"> ○レセプトから「本人希望により先発医薬品を使用した者」のリストを作成。ケースワーカーが当リストの対象者に訪問等により後発医薬品の使用について助言指導を実施。 ○全被保護者世帯に使用促進の案内文を送付。 	<ul style="list-style-type: none"> ○早期に関係機関に説明及び協力依頼を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○薬局による備蓄については、医療全体の取組みとして行われているため、特段なし。 ○昨年度は年3回のレセプトからの抽出であったが、毎月抽出し、随時服薬指導が実施できるようにする。
寝屋川市	70.0%	<ul style="list-style-type: none"> ○生活保護受給者に、年2回先発医薬品から後発医薬品へ変更した場合の差額通知を行い、経過を追跡し、指導を実施。 ○ケースワーカーが家庭訪問する際に原則服用について説明。 ○先発医薬品を調剤した場合、随時事情を書面にて報告を求め、指導を実施。 ○医療費通知や促進パンフレットを全世帯に通知し啓発を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ○医師会や薬剤師会へ説明と協力依頼を行い、市内および市外の医療機関や薬局に後発医薬品促進依頼通知を送付。 ○生活保護受給者は原則、後発医薬品を使用しなければならないことについて医療機関等に訪問等を行い説明。 	<ul style="list-style-type: none"> ○薬局に使用啓発を行う。

後発医薬品の使用促進がすすまない主な理由

	使用促進がすすまない主な理由（大阪府内上位6自治体記載分）
被保護者の理解	<ul style="list-style-type: none">○被保護者の後発委託品への理解が不足している（効き目に違いがある等）。○被保護者の先発医薬品へのこだわり。○後発医薬品への変更による受給者の不安を取り除くまでに、時間を要する。
被保護者への指導	<ul style="list-style-type: none">○服薬指導を要するケースについて、指導が不十分である。○服薬指導対象者の抽出を4か月に1回で行っていたため、随時の指導ができていなかった（⇒ 毎月抽出に改善）。
医療機関・薬局	<ul style="list-style-type: none">○指定医療機関や薬局への周知や説明が不足している。○薬局における備蓄の問題がある。○急性期病院において、高度で専門的な医療を提供するため、新薬の使用割合が高い。
その他	<ul style="list-style-type: none">○被保護者に対し、後発医薬品の原則利用の説明を行ってはいるが、被保護者にとっては先発医薬品・後発医薬品のどちらでの損得がないため、使用促進がすすまない。

平成28年度 大阪府内自治体における生活習慣病の重症化予防等の 健康管理支援事業実施状況（1/2）

	方法	人員配置 (職種等)	支援対象	実施内容
吹田市	直接	健康管理支援員 2 名 (看護師・保健師) ※途中職種等の配置に変動あり	健康に問題を抱える 被保護者	○健康面に関して助言・指導を行い、自立阻害要因の解消を図る
泉大津市	直接	健康管理相談員 (医療相談員) 2 名	医療扶助受給者等	○医療券の原則窓口交付、適正受診指導、頻回受診・重複受診・長期入院等に対する指導、精神保健福祉士によるカウンセリング。
貝塚市	直接	精神保健福祉士 1 名	健康管理が困難な者	○健康管理に関する相談業務、他法他施策の説明、訪問調査、窓口・電話対応を行い、日常的自立・社会的自立・就労自立に結び付ける。
茨木市	直接	健康管理支援員 4 名 (精神保健福祉士・看護師・ ケアマネ・保健師)	健康上の理由で日常 生活が困難な者	○自立阻害要因を解消するため、対象者の家庭訪問、適正受診の助言・指導、医療機関への同行、病状や健康管理に関する調査分析など。
泉佐野市	直接	支援員 1 名 (看護師)	高齢などを理由に自 立に問題を抱える者	○高齢者など日常生活の自立に問題を抱えている者に対して、健康管理面に関する助言・指導・援助を行い自立を助長する。 ○健康管理支援員はCWに同行訪問し、生活実態を把握した上で健康管理指導・支援を行う。 ○糖尿病と診断されている者のうち、「病状のコントロールができていない者」に対して、病気をもちながらも、その人らしく生活ができるよう健康管理の観点から日常生活の自立を支援する。
羽曳野市	直接	健康相談員 1 名 (看護師・介護支援専門 員)	一人暮らしの高齢者 で扶養義務者・介護 サービスの利用が無い 者	○健康管理指導等。



平成28年度 大阪府内自治体における生活習慣病の重症化予防等の 健康管理支援事業実施状況 (2/2)

	方法	人員配置 (職種等)	支援対象	実施内容
門真市	直接	健康管理支援員 2 名 (精神保健福祉士)	日常生活の健康管理 が困難な者	○保健指導を行い、自立阻害要因を除く。
高石市	委託	-	日常生活の健康管理 が困難な者	○保健師による健康管理及び増進の指導。
藤井寺市	直接	健康管理支援員 1 名 (精神保健福祉士)	日常生活の健康管理 が困難な者	○健康管理に関する助言・指導・援助を行う。 ○重複受診・頻回受診の調査を行う。
泉南市	直接	精神保健福祉士 1 名	日常生活の健康管理 が困難であることが自 立阻害要因である者	○健康管理支援、他法他施策の説明、自立阻害要因の解消に 係る相談等。
交野市	直接	健康管理支援員 1 名	日常生活習慣病患 者、・傷病者、頻回受 診者、重複受診者、 長期入院患者、40 歳以上で1年以上の 医療機関又は検診未 受診者等	○家庭訪問、電話相談、窓口相談を行い、適切な受診の指導。 ○医療機関又は健診未受診者に対して、センター検診の受診 勧奨。 ○その他健康管理支援に関する支援。
阪南市	直接	健康管理支援専門員 1 名 (看護師)	健康管理により自立 促進できると見込まれ る者	○介護扶助の利用支援、主治医からの病状把握、重複・頻回 受診者への指導、長期入院者への退院促進など。